

群馬県企業紹介動画募集要領

(総則)

第1条 この要領は、県が動画共有サービス YouTube を利用して、ジョブカフェぐんまホームページ内企業紹介動画掲載 WEB ページ（以下「動画掲載 WEB ページ」という。）に企業が作成した企業紹介動画を掲載するにあたり、必要な事項を定めるものです。

(運用方針)

第2条 本要領は、県内企業情報を紹介する動画を動画掲載 WEB ページに掲載することにより、県内外の学生、求職者、移住希望者等に、広く県内企業情報を発信することを目的として運用するものとします。

2 掲載する動画は、次のとおりとします。

(1) 県内企業等が作成した自社の企業情報、職員採用情報等に関する動画

(2) その他県内就職支援、県内企業の人材確保に資すると県が認める動画

3 前項に定める動画の掲載を希望する県内企業等は、本要領に定める申請手続きにより、県の承認を受けるものとします。

4 動画の掲載は、企業が YouTube に公開している動画を動画掲載 WEB ページに、リンク付けする方法で行います。

5 動画掲載 WEB ページへの掲載に係る費用は無料とします。

6 本事業の事務局は、群馬県産業経済部労働政策課労働力確保対策室内に置きます。

(申請者の要件)

第3条 前条第2項に定める動画の掲載を希望する県内企業等は、次の各号をすべて満たすものとします。

(1) 群馬県内に本店又は事業所を有すること。

(2) 雇用保険の適用事業主であること。

(3) 群馬県税に滞納がないこと。

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。

(5) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

(掲載動画の要件)

第4条 掲載動画の内容は、次の各号をすべて満たすものとします。

(1) 法令及び公序良俗に反するものでないこと。

(2) 著作権、肖像権、プライバシー等、他者の権利を侵害するもの又は侵害を助長するものでないこと。

- (3) 県及び他者の信用又は品位を害するものでないこと。
- (4) 虚偽の内容が含まれていないこと。
- (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものでないこと。
- (6) 物品販売やサービスの提供など、営利目的に作成されたものでないこと。
- (7) 上記に定めるもののほか、公開することが適切でないと認められる内容が含まれたものでないこと。

2 掲載動画の規格等は、次の各号をすべて満たすものとします。

- (1) 原則として30分以内の長さで作成されたものであること。
- (2) 動画掲載 WEB ページに掲載可能な解像度、ファイル容量等であり、サーバー等に過度の負担を生じさせないものであること。
- (3) その他動画掲載 WEB ページへの掲載、運用及び視聴に支障がないと認められるものであること。

(申請手続き)

第5条 動画掲載を希望する者は、企業紹介動画掲載申請書(様式第1号)を知事に提出するものとします。

2 県は、前項の申請があったときは、申請者の要件及び掲載動画の要件等を確認し、動画を掲載するものとします。

(動画の取り下げ、削除)

第6条 申請者は、動画の掲載取り下げを希望する場合は、県に取り下げの申し出をすることができるものとします。

2 県は、掲載された動画について、第3条又は第4条に規定する要件を満たさないことが判明したときは、予告なく掲載動画のリンクを削除することができるものとします。

3 動画掲載 WEB ページ掲載から1年以上経った動画について、県は掲載動画のリンクを削除することができるものとします。

4 本事業の終了等の事情が生じたときは、県は掲載動画のリンクを削除することがあります。

(免責事項)

第7条 次の事項について、県は一切の責任を負いません。

- (1) 掲載動画に係る著作権侵害等を含む、第三者との間で生じる問題に関する事項
- (2) 掲載動画の録画後に生じた企業情報等の変更等により生じる問題に関する事項
- (3) 動画閲覧者の掲載動画に含まれる情報の利用により生じる問題に関する事項
- (4) 動画リンクの掲載、取り下げ、削除に伴う損害及び損失に関する事項
- (その他)

第8条 掲載動画の作成、掲載申請手続きに要する費用は申請者の負担とします。

(補則)

第9条 この要領に定めるほか、必要な事項に関しては別途知事が定めるものとします。

附 則

この要領は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月10日から施行する。